



保育所等訪問支援事業

保育所等訪問支援事業は、発達に心配のあるお子さまの育ちと個別にニーズを保障し、地域生活への参加・インクルージョンを推進するための事業です。

保護者の希望により保育所（園）やこども園、幼稚園や小学校など児童が集団生活を行う場に、保育所等訪問支援員が訪問し、生活の流れの中で直接的に関わり、お子さまの発達や特性に応じた生活環境や関わりの工夫を先生方と一緒に考えます。

支援内容に関しては、保護者の要望だけでなく、園や学校の方針や意向、困っていることなどを、先生方とお話をして決めます。



お子さまとの関わり

生活場面や余暇支援等、個別の関わりを通じて、集団生活の不安や混乱を和らげる支援を行います。

お子さまの状況や先生方のお話から、アセスメントを実施し、個別支援計画（保育所等訪問支援計画）を作成します。



対象

保育所（園）・幼稚園・認定こども園
小学校・特別支援学校・放課後児童
クラブ（学童保育）・乳児院などに
所属しているお子さま。



頻度

原則、月に1から2回、1時間半程度を
ベースにしてお子さまや訪問先施設の状況
や保護者の心情等を踏まえ、個別支援（モ
ニタリング）会議にて決めます。環境が整
い、お子さまが適応できる姿が見られるよ
うになったら訪問回数の変更やサービスの
終了を検討していきます。



施設職員や先生方と連携

訪問支援で実践した支援方法やエピソードを
先生方と共有し、環境設定や支援方法等の助言や
提案を行います。

モニタリング

定期的に先生方、保護者、訪問支
援員や児童発達支援管理責任者な
どで、お子さまの成長や支援の内
容について確認します。
園や学校の先生方が参加しやすい
時間や場所で行います。



関係機関と連携

必要に応じて、エールぎふ、教育委員会、
子ども相談センター、保健センターなど、
他機関と連携し園の生活をサポートします。

*訪問支援は、療育経験のある保育士・児童指導員などが行います。

*訪問支援は、担当訪問員と支援方法を一緒に考えていくものであり、指導ではありません。

*訪問は、保護者からの依頼に基づく障がい福祉サービスの一つであり、市役所から
福祉サービスの支給決定を受けて実施するものです。年齢によって利用者負担があります。

お問い合わせは…

岐阜市児童発達支援センター

岐阜市立恵光学園

〒502-0082 岐阜市長良東3丁目93番地

TEL (058)232-4551 FAX (058)296-0107

MAIL keikou@city.gifu.gifu.jp